

平成18年 7 月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域			
	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 7 号	丹波市青垣町遠阪字桑垣1113番 3 から 朝来市山東町柴字梅ノ木田352番 1 まで	10.0から 137.0まで	4,735.0	

兵庫県告示第 790 号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の 2 第 2 項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成18年 7 月21日から 2 週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年 7 月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 路線名
一般国道483号 遠阪トンネル
- 2 指定する道路の部分
朝来市山東町柴字梅ノ木田353番 1 から
丹波市青垣町遠阪字桑垣1113番 3 まで
- 3 指定する日、
平成18年 7 月22日

兵庫県告示第 791 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、平成18年 7 月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成18年 7 月21日から 2 週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年 7 月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域			
	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 8 3 号	朝来市山東町柴字梅ノ木田353番 1 から 丹波市青垣町遠阪字桑垣1113番 3 まで	10.0から 107.0まで	4,685.0	

兵庫県告示第 792 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成18年 7 月21日から供用を開始する。

その関係図面は、平成18年 7 月21日から 2 週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年 7 月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 豊岡瀬戸線	豊岡市小島字作り4番1から 同 市小島字作り6番1まで	旧	6.0から 26.0まで	71.0	
		新	6.0から 26.0まで	70.0	

兵庫県告示第793号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年 7月21日

河川管理者

中播磨県民局長 原 田 彰

1 行うべき措置の内容

二級河川夢前川水系水尾川の河川区域内にある別表に掲げる船舶の除却

2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成18年8月5日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号が判明している船舶

所 在 場 所	船舶番号	船名	船舶の 種 類	長さ (m)	幅 (m)	内 色	外 色	係留施設
姫路市飾磨区今在家英賀地先 (水面上)	260-7138	まんぼう	モーター ボート	約5.0	約1.2	白	青	無し

兵庫県告示第794号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成18年7月21日から施行する。

平成18年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1の表風致地区（条例第4条第1項第1号）の款中「県道洲本南淡線」を「県道洲本灘賀集線」に改め、同表景観形成地区（条例第4条第1項第2号）の款中「景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区」を「景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により指定された新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区」に改め、同表風景形成地域（条例第4条第1項第2号）の款中「県道浜坂温泉線」を「県道浜坂井土線」に改め、同表淡路地域緑豊かな環境形成地域（条例第4条第1項第3号）の款中「県道洲本南淡線」を「県道洲本灘賀集線」に、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第9条第2項」を「緑豊かな地域環境
「淡路市

の形成に関する条例第9条第2項」に、「淡路地域市町」を 洲本市 に改め、同表国立公園（条例第4
南あわじ市」

条第1項第7号）の款中「県道洲本南淡線」を「県道洲本灘賀集線」に、「南淡町」を「南あわじ市」に改め、同表県立自然公園（条例第4条第1項第8号）の款中「清水東条湖県立自然公園」を「清水東条湖立杭県立自然公園」に、「県道平木東条線」を「県道平木南山線」に、「音水深林県立自然公園」を「音水ちくさ県立自

然公園」に改める。

2(1)の表2の項許可地域等の欄中「路端から1,000メートル以内の区域（用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域を除く。）」を「用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域」に改め、同表6の項中「593-3」を「595-3」に改め、同表13の項中「県道津名北淡線」を「県道生穂育波線」に改める。

2(2)の表1の項中「県道相生山崎線」を「県道相生穴栗線」に、「主要地方道山崎南光線」を「県道穴栗下徳久線」に改め、同表2の項中「県道宮津八鹿線」を「県道宮津養父線」に改め、同表3の項中「県道加美山崎線」を「県道加美穴栗線」に改め、同表4の項中「県道香住久美浜線」を「県道香美久美浜線」に改め、同表6の項中「県道南淡西淡線」を「県道阿万福良湊線」に改め、同表8の項中「県道丸味温泉線」を「県道丸味竹田線」に改め、同表9の項中「県道津名五色三原線」を「県道大谷鮎原神代線」に改め、同表17の項中「

豊岡市日高町土居地内一般国道312号との交点	豊岡市日高町祢布地内一般国道482号との交点
豊岡市日高町岩中地内岩中3号線との交点	養父市八鹿町上小田地内内円山川右岸道路との交点

「

を

」

豊岡市日高町土居地内一般国道312号との交点	養父市八鹿町上小田地内内円山川右岸道路との交点
------------------------	-------------------------

に改め、同表25の項中「県道豊岡港線」を「県道豊岡瀬戸線」に、

「県道香住久美浜線」を「県道香美久美浜線」に改め、同表28の項中「県道竜野相生線」を「県道たつの相生線」に改め、同表29の項中「県道八鹿山崎線」を「県道養父穴栗線」に改め、同表34の項中「県道三木山崎線」を「県道三木穴栗線」に改め、同表35の項中「県道中北条線」を「県道多可北条線」に改め、同表36の項中「県道東条社線」を「県道厚利社線」に、「主要地方道小野藍本線」を「県道小野藍本線」に改め、同表37の項中「県道丹南三和線」を「県道篠山三和線」に改め、同表40の項中「県道浜坂温泉線」を「県道浜坂井土線」に、「八日市今岡線」を「町道八日市今岡線」に改め、同表41の項中「県道山崎南光線」を「県道穴栗下徳久線」に、「県道若狭南光線」を「県道若桜下三河線」に改め、同表42の項中「県道吉永南光線」を「県道吉永下徳久線」に改め、同表44の項及び46の項中「県道曾地中三田線」を「県道曾地中三田線」に改め、同表47の項を次のように改める。

47	県道塩瀬	第3種禁	猪名川町笹尾地内県道	西宮市塩瀬町地内県道	路端から100メートル以	猪名川町笹尾地内県道	西宮市塩瀬町地内県道	路端から1,000メートル以	猪名川町
----	------	------	------------	------------	--------------	------------	------------	----------------	------